

矯正段階における被害者の心情伝達制度 利用マニュアル

2025 年 あひる一会/被害者と司法を考える会編

2025 年 3 月

目次

はじめに

1. 制度の目的
2. 制度の概要
3. 利用手続きの詳細

フローチャート

4. 少年院対象の場合

対象者

手続きの特徴

注意点

5. 刑務所対象の場合

対象者

手続きの特徴

注意点

6. 利用手続きの詳細

7. 注意点

8. よくある質問（FAQ）

9. 参考ホームページ

はじめに

2023 年 12 月から新しく開始された制度について

制度の概要

2023 年 12 月から開始された矯正段階における被害者等の心情の聴取・伝達制度は、矯正施設において行われる改善更生及び健全育成の理念に基づき、被害者等から心情を聴いた上でその教育や処遇に反映していくものです。この制度を通じて、被害者の心情を加害者に伝えることで、被害者の心のケアだけでなく加害者の更生を促進することを目指しています。

制度の目的

この制度の目的は以下の通りです：

- 被害者の心情を正確に把握し、加害者の改善更生に役立てること。
- 被害者が自らの心情を整理し、回復の一助とすること。
- 矯正施設の職員が被害者の心情を理解し、適切な処遇を行うこと。

制度の利用方法

実際にこの制度を使って加害者に心情を伝えたいと考える被害者は少なくなく、被害者支援団体もこの制度を利用して支援を行っています。しかし、制度が分かりにくい、どのように利用できるのかといった声も多いのが実情です。以下に利用の流れを示します。

1. 申請の手続き

被害者等が心情の聴取を希望する場合、まずは申請を行います。申請書は法務省のホームページを通じて入手可能です。必要な情報を記入し、提出します。

2. 心情聴取の実施

申請が受理されると、専門のカウンセラーや支援者が被害者等の心情を聴取します。この際、被害者が安心して話せる環境を整えることが重要です。

3. 心情の伝達

聴取した心情は、矯正施設の職員を通じて加害者に伝達されます。このプロセスにおいて、被害者のプライバシーと安全を最優先に考慮します。

4. 加害者の反応とフィードバック

加害者に心情が伝えられた後、その反応や行動の変化についてフィードバックが被害者に提供されます。これにより、被害者が自らの心情がどのように受け取られたかを知ることができます。

被害者支援の重要性

これまでの被害者支援では、刑事裁判や少年審判を終えると一段落となり、被害者はそれぞれの立ち直りの道を探っていく期間に入ります。しかし、この制度を利用することになると、回復期間の乏しい中で再び被害事実に向かい合う大変負荷の大きい作業が伴います。

私どもでは被害者支援の経験から、このようなプロセスにこそ支援実務の必要性が高いと考え、実際に何例か支援を行ってきました。被害者が安心して制度を利用できるよう、継続



的なサポートが求められます。

法務省との連携

この制度ができる当初から、法務省には協力を頂いており、制度の詳細について伺う機会がありました。また、制度開始後にも矯正管区や各地の刑務所や少年院に伺って聞き取りを行って参りました。法務省としても前向きな取り組みであることは良くわかりましたが、施設



ごとの対応に温度差があることも明らかになりました。

課題と対応策

1. 制度の周知不足：多くの被害者や関係者がこの制度の存在を知らないため、広報活動を強化する必要があります。
2. 積極的な支援者の不足：支援弁護士やカウンセラーが積極的に関与しない現実があるため、支援者の育成と意識向上が求められます。

まとめ

この制度を使って良かったと感じてもらえる人が一人でも増えるために、この利用マニュアルを作成しました。被害者、加害者、施設関係者が共通認識を持ちながらこの制度を運用していくために、このマニュアルが役立つことを願っています。ご活用いただければ幸いです。

1 制度の概要

- **対象者：**犯罪被害者やその家族（配偶者、親族など）

- **伝達内容:** 犯罪による精神的・物理的影響、加害者へのメッセージ、今後の希望など
- **伝達方法:** 書面（手紙）や口頭での聴取を矯正職員が書面にする
- **申出先:** 加害者が収容されている矯正施設（少年院または刑務所）あるいは矯正管区



2. 利用手続きの詳細

フローチャート

以下は、制度利用の手続きをフローチャートで示したものです。

1. 申出の相談を行う
2. ステップ 1: 施設や矯正管区に相談してこの制度の説明を受ける
3. ステップ 2: 伝達方法を選択（書面）
4. ステップ 3: 伝達内容を作成（なくても構いません）
5. ステップ 4: 内容を提出（郵送、持参）
6. ステップ 5: 施設が内容を確認
7. ステップ 6: 矯正施設による意見聴取

8. ステップ 7: 加害者に伝達及び回答
9. ステップ 8: 書面にてフィードバックを受ける
10. 終了または再度ステップ 4 に戻る



3. 少年院対象の場合

3.1 対象者

- 加害者が少年院に収容されている場合に適用されます。
- 被害者やその家族が心情を伝えることができます。

3.2 手続きの特徴

- 聴取、伝達方法: 書面（手紙）、口頭での陳述聴取が一般的です。
- 内容の確認: 担当者が内容を確認し、少年の更生に役立つかどうかを審査します。
- フィードバック: 少年院からのフィードバックは、少年の反応や更生状況について書面で簡潔に伝えられます。

3.3 注意点

- 教育的配慮: 伝達内容が少年の更生に役立つかが重視されます。
- 早期の申出が重要です。

- 匿名希望：匿名での伝達も可能ですが、制限される場合があります。



4. 刑務所対象の場合

4.1 対象者

- 加害者が刑務所に収容されている場合に適用されます。
- 被害者やその家族が心情を伝えることができます。

4.2 手続きの特徴

- 聴取、伝達方法：書面（手紙）、口頭での陳述聴取が一般的です。
- 内容の確認：担当者が内容を確認し、施設の規則に違反しないか審査します。
- フィードバック：加害者の反応や状況について簡潔に伝えられます。

4.3 注意点

- 改善更生に資すること：伝達内容が規則に違反しないか慎重に審査されます。

- 匿名希望：匿名での伝達も可能ですが、制限される場合があります。

5. 利用手続きの詳細

ステップ 1: 制度の説明を受ける

1. 相談窓口への連絡

- 被害者支援機関または矯正施設の相談窓口連絡し、制度の利用を希望する旨を伝えます。

2. 面談または電話での説明

- 施設や矯正管区に電話し、制度の詳細な説明を受けます。



ステップ 2: 伝達内容の作成

1. 伝達方法の選択

2. 内容の作成

- 書面の場合：A4 サイズで心情をまとめる。

ステップ 3: 提出

1. 提出方法の選択

2. 提出先

- 加害者が収容されている矯正施設あるいは矯正管区。



ステップ 4: 内容確認と伝達

内容確認

1. 伝達の実施



ステップ 5: フィードバック

1. 加害者からの反応

2. 施設からのフィードバック

6. 注意点

- プライバシー保護: 伝達内容は加害者と施設担当者のみが確認します。
- 感情的表現: 冷静に伝えることが重要です。
- 法的アドバイス: 専門家や被害者支援団体からのアドバイスを受けることが推奨さ

れます。

7 よくある質問（FAQ）

- **Q1:** 伝達内容は加害者以外に公開されますか？
 - **A1:** いいえ、伝達内容は加害者と施設担当者のみが確認します。
- **Q2:** オンラインの聴取はどこでできますか？
 - **A2:** 最寄りの矯正施設で行うことができます。

8. 参考ホームページ

- <https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJO/contact.html>



-
-
- ○被害者支援団体
- 連絡先例:警察庁のホームページにある被害者支援あるいは自助団体にも連絡先が

載っています

- https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/dantai/jijo_top.html
-



○事例報告



■心情伝達制度で「心の回復につながった」交通事故の遺族（2024 年 5 月と 7 月の報道から）

「（加害者が）被害者のこういった思いを聞くことは、（加害者の）更生、社会復帰を考えた時に社会全体としての利益につながる。彼（加害者）の心情を知れたことその後、面会まで行ったんですけど、後悔しないで済んだという面からすごく自分の心の回復につながった」

「あの苦しみの日々のあとに、刑事裁判、民事裁判とやって、加害者と面会して、それを再発防止につなげる。彼の言葉を再発防止につなげることが、私にとって事故の集大成だと位置づけている」

■殺人事件で息子を失った父親のコメント 2024 年 12 月の報道から

返事に書かれていたのは受刑者からの初めての「謝罪」。そして賠償についても支払い計画を『親と相談する』とし、改めて手紙を送ると回答した。

〇〇さんはこれまで分からなかった受刑者の考えを知ることができ「大きな一歩になった」と話す。

(ご遺族)「あー、ほんまに 10 段ぐらい飛び上がった感じ、今まで 9 年もこんな状態が続いているでしょ。うちに親が謝罪に来るとか賠償の話とか、どんな風にしたらこっち側が納得するかをお話してもらったら、〇〇くんもやっと安心できると思うので」

■2024 年 12 月の報道から

加害者へ 113 件 被害者の「心情伝達制度」1 年 謝罪きっかけも

制度は、被害の実情を加害者に直視させ、刑務所などでの指導に生かすことが目的。被害者本人や遺族が、施設に利用を申し出ることができる。施設の職員が被害者の心情を聞き取り、

その内容を加害者に伝える。

被害者からの聞き取りでは「謝罪をしてほしい」「被害弁済をしてほしい」といった内容のほか、「施設で何を考え、何を学んでいるのか知りたい」など加害者の現状を問うものも多かった。一方、「一生許すことはできない」「地元に戻ってきてほしくない」と強い被害感情を訴えるケースもあった。

加害者の中には「考えていた以上の被害の深刻さに気づいた」などと謝罪や弁償の意思を示すケースがあったという。担当者は、一部には反省の態度がない加害者もいるとした上で、「自分が起こした事件の被害者の生の声は、加害者にとっても大きな影響があると感じている」と分析した。

■ 2025 年 2 月の報道から

殺人事件で娘を失った母親のコメント

被害者のお母さんの生活状況が苦しいことは分かっていたが、自分の想像していた以上に苦しんでいることを聞いてショックだった]

自分の家族の苦しみは考えるけど、被害者のこと、被害者のお母さんのことを考えなければいけなかった。自分の認識が甘かった。何もできなくて申し訳ない、これをきっかけに被害者の方だけを考えていきたい]

公判記録は手元にあり、一人部屋（単独室）のときは、時間があるときに読み返していた。

今は雑居（共同室）だから、書類を読むチャンスがないけど、改めて反省の意味も込めてもう一度読み返したいと思う]

事件から 12 年、被害者のお母さんの気持ちを、苦しみから救ってあげられなかった。申し訳ございませんでした

中略

後日、担当刑務官から「加害者が謝罪の手紙を書きたいと言っている」と連絡があった。○さんは「直接は受け取りたくないため、手紙を出す気持ちがあるなら私の弁護士のところへ送ってほしい」と返事をした。手紙は来なかった。

「反省していないことがはっきりとわかりました。口先だけの演技なんていくらでもできます。口だけなんです。すべて口先だけ。本当に……孤独です。つらい……。さびしいです……」

○さんには、謝罪の言葉が白々しく響く。行動が伴わないのに、どうやって誠意を感じればいいのか。

「制度を使ってよかったと思います。私の思いを加害者に伝えることができた。利用はこの 1 回だけにしようと思っています」

■交通事故で娘を失った両親のコメント

父親の〇さんと母親の〇さんは、2024年3月に心情等伝達制度を利用した。

加害者が収監されている刑務所の被害者担当官らが、善通寺市にある四国少年院へやって来て、その一室で録取が行われた。夫婦一緒ではなく、別々に録取を行った。

激しい怒りは共通しているが、被害者との関係は父と娘、母と娘でそれぞれ個別に育んだものがあるし、娘さんを失った悲嘆も、夫婦で完全に同じであるわけではない。一人ひとり、別個の思いを持った人間として、刑務官らには思いをくみ取ってほしかった。

父親の心情等伝達書から抜粋してみる。

被害者の名前を覚えているか

自分が起こした事故の内容を覚えているか

事故を起こした自分は何が駄目だったか理解しているか

受刑中、何を考えて生きていたか

今、刑務所にいるが、刑務所にいるだけでは、自分が起こした事故のことは何も変わらない
ということを知っているか

次に母親の心情等伝達書から抜粋。

事件から 10 年が経過した。子どもや娘の同級生を見たり、職場で同僚が子どもの話をしているのを聞くだけで耳を塞ぎたくなる

加害者は今現在、起こした事故のこと、娘のことをどのように考えているか知りたい

事故を起こした日や娘の命日を覚えているか知りたい。受刑中それらの日には、何を考えてどう過ごしてきたのか知りたい。また、裁判では、一生かけて償うなどと言っていたが、具体的にどのように考え、どのように行動に移したのか教えてほしい]

翌月 10 日、「心情等伝達結果通知書」が届いた。

○さんへの返事には、[被害者や御家族の方には申し訳ないと思っています。何の落ち度もない実久さんをこのような目に遇わせてしまいました 同じ過ちを二度と繰り返しません]とあった。

○さんの「一生償うとはどういうことか」という問いに対しては、彼岸法要や盆法要、2 月の慰霊祭に毎年参加し、○さんの御冥福をお祈りしている]と書かれていた。

夫妻は落胆した。判で押したような紋切り型の謝罪で、父の思い、母の思い、それぞれに誠実に向き合って絞り出した言葉だと思えなかったからだ。

通知書によれば、加害者は月に一度、母親と元妻に手紙を送っているという。秋山さん夫妻へは一通も届いていない。それは、[当時のことを思い出してつらい思いをされるのではないか][私のことを忘れたいのではないか]と考えたからだと書かれていた。

夫妻は「2 回目の利用はないだろう」と話す。○さんは、通知書の言葉を指でなぞりながら、こう言った。

「加害者の反省は、被害者ではなく、自分の家族や元妻に向かっています。それがよくわかりました。私たちが話した内容は、刑務所が書類にする段階で、感情がはぎ取られてしまう。少しでも加害者の心を動かすために、被害者の肉筆や肉声を伝える工夫はできないものか。加害者の返事も、肉筆や肉声で知りたい。もし加害者の心が揺れているのであれば、それこそが知りたい」

■ 2025 年 2 月の報道から

「事件をなかったことには絶対できない」加害者に問いかける遺族 傷つけられても心情等伝達制度を使う理由

ストーカーによって娘さんを失った父親のコメント

2023 年 12 月にスタートした「心情等伝達制度」は、刑務所等で受刑中の加害者に、被害者やその家族・遺族が、問いかけやメッセージ（心情等）を伝えることができる制度だ。

法務省の発表によれば、開始から 1 年で 136 件の申請受理があった。そのうち、生命・身体犯が 35 件、交通事犯が 31 件、財産犯が 34 件、性犯罪が 17 件、その他が 19 件。

神奈川県横浜市に住む○○さん（父親）（76）は、この制度をすでに 2 度利用した。さらに

3度目の利用を考えている。制度上、利用回数に制限はない。渡邊さんは、制度を使って加害者に繰り返し心情を伝える理由を、「犯罪被害者がようやく手に入れた権利だから」と話す。

「(加害者からの苛烈な返答に) ショックは受けましたが、20年以上経っても何も更生できていないどころか、ひどくなっているとわかったことが収穫です。いつか答えが変わるのか、変わらないのか。(自分が) 生きている限り、制度を利用していきたい」

2024年6月、〇〇さんは制度利用のため刑務所へ赴いた。刑務所内の一室で、被害者担当刑務官男女1名ずつと向き合い、1時間半にわたって思いのたけを話した。あらかじめ話す内容を箇条書きにしており、それも手渡した。刑務官が聴取した内容をその場で文書にし、〇〇さんも確認した上で「心情等録取書」が作成された。

後日、刑務官が加害者に書面を読み聞かせるかたちで、〇〇さんの心情が伝達された。

「はらわたが煮えくり返る思いでむかむかして……。何が、過去のことは忘れて今を生きたいだ、人生をやり直したいだ、と。お前にやり直す人生なんかないよと思って読んでいました。車ではねてパニックを起こし、娘を刺したという事実はようやく認めましたが……」

〇〇さんは2回目の心情伝達を郵送で行ったが、その際、こんな経験をした。

「『私の思う責任のとり方は、今すぐお前が死ぬことだ。この世からいなくなることだ』と書いたら、担当の刑務官から電話がかかってきて、『それは自死を促すことになるので、そのまま伝えることはできません』と言われました。表現を変えていいかと聞かれたので、仕

方なく応じました」

「刑務官は、被害者や遺族とどう接していいかわからず、言葉遣いや振る舞いによっては二次被害を与えてしまうのではないかという戸惑いがあると思います。ただ、被害者はこういう思いでいるんだ、この加害者がやったことは被害者や遺族にこんな打撃を与えて、苦しめているのだということをわかってほしいんです」

■2025 年 2 月報道から

男児殺害事件 10 年 「心情等伝達制度」で初めて謝罪

小学 5 年生の男の子が殺害された事件から 5 日で 10 年となります。

受刑者からは謝罪の気持ちを示す書面が初めて届いたということで男の子の父親は、今後も制度などを通じて遺族の思いを伝えていくことにしています。

2015 年 2 月 5 日、〇〇市の住宅街で小学 5 年生だった〇〇くん（当時 11）が刃物で刺されて殺害されました。

この事件では近くに住む受刑者（32）が殺人などの罪に問われ、2019 年に懲役 16 年の判決が確定しています。

事件から 10 年となる 5 日、〇〇くんの父親の〇〇さんが現場を訪れて花を手向け、祈りをささげました。

〇〇さんによりますと、去年（令和6年）9月、被害者や遺族の心情を刑務所の職員が聞き取って加害者に伝える「心情等伝達制度」を使って、「心の底から謝罪してほしい」などと思いを伝えました。

受刑者からはおよそ20日後に、「事件を起こした日は、とんでもないことをしたと後悔や悲しい気持ちになる。すみませんでした」などという内容の書面が刑務所を通じて届いたということです。

受刑者から具体的な謝罪のことが伝えられたのは初めてで、〇〇さんは、今後も制度などを通じてやりとりを続けて、遺族の思いを伝えていくことにしています。

父親の〇〇さんは「10年が経過するが区切りにはなっていません。加害者から置いてきぼりを食らっている気がします。悲しさよりも悔しさがある」と心境を語りました。

翌月10日、「心情等伝達結果通知書」が届いた。

〇さんへの返事には、[実久さんや御家族の方には申し訳ないと思っています。何の落ち度もない実久さんをこのような目に遇わせてしまいました][同じ過ちを二度と繰り返しません]とあった。

〇さんの「一生償うとはどういうことか」という問いに対しては、[彼岸法要や盆法要、2月の慰霊祭に毎年参加し、実久さんの御冥福をお祈りしている]と書かれていた。

夫妻は落胆した。判で押したような紋切り型の謝罪で、父の思い、母の思い、それぞれに誠実に向き合って絞り出した言葉だと思えなかったからだ。

通知書によれば、加害者は月に一度、母親と元妻に手紙を送っているという。秋山さん夫妻へは一通も届いていない。それは、[当時のことを思い出してつらい思いをされるのではないか] [私のことを忘れたいのではないか] と考えたからだと書かれていた。

夫妻は「2 回目の利用はないだろう」と話す。隆志さんは、通知書の言葉を指でなぞりながら、こう言った。

「加害者の反省は、被害者ではなく、自分の家族や元妻に向かっています。それがよくわかりました。私たちが話した内容は、刑務所が書類にする段階で、感情がはぎ取られてしまう。少しでも加害者の心を動かすために、被害者の肉筆や肉声を伝える工夫はできないものか。加害者の返事も、肉筆や肉声で知りたい。もし加害者の心が揺れているのであれば、それこそが知りたい」

参考条文や書式などの一一部（サンプル）

様式第 1 号（規則第 4 3 条の 3 第 1 項、訓令第 3 条）

心 情 等 聴 取 ・ 伝 達 申 出 書

【刑事施設用】

申出年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 長 殿

ふ り が な _____

申出人の氏名又は名称 _____

【法人の場合は、代表者氏名・窓口担当者氏名・各役職名も記入してください。】

(代表者氏名・役職名 _____)

(窓口担当者氏名・役職名 _____)

1 申出人に関する事項

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳)

住 所 等 〒 _____ — _____

電話番号 (自宅・事務所) _____ — _____ — _____

(携 帯) _____ — _____ — _____

メールアドレス _____

(法人の場合は、法人の主たる事務所の所在地・電話番号・メールアドレスを記入してください。この場合、生年月日を記入する必要はありません。)

連絡方法に関する希望

(上記住所等への文書連絡、上記電話番号への電話連絡又は上記メールアドレスへのメール送付に支障がある場合には、希望する連絡先・連絡方法等を記入してください。申出人と連絡先が異なるときは、申出人と連絡先との関係を記入してください。)

【申出人が被害者本人でない場合に記入願います。】

申出人と被害者との関係

☐被害者の法定代理人（☐親権者 ☐その他 _____）

☐被害者が死亡し又は心身に重大な故障がある場合の親族（続柄 _____）

被害者本人の氏名 _____

2 心情等の陳述の方法に関する事項

(1) 陳述の方法

☐口頭での陳述を希望する。

☐書面での提出を希望する。

※心情等の伝達を希望される場合は、原則として口頭での陳述となります。書面で提出

した心情等の伝達を希望される場合は、その理由を記入してください。

【(2)～(4)は、口頭での陳述を希望された方のみ記入してください。】

(2) 陳述の担当者

☐加害者を現に収容し、処遇している刑務所等の職員を希望する。

※加害者を収容している刑務所等が遠方の場合などは、近隣の矯正管区や矯正施設に

お越しいただき、加害者を収容している刑務所等の職員に対し、オンラインで陳述す

ることができます。

☐聴取者については、特に希望はない。

(3) 陳述の場所

☐加害者を収容している刑務所等を希望する。

☐近隣の矯正管区、矯正施設を希望する。

☐その他 ()

(4) 希望日時

※申出の受理後、御記入いただきました日時・場所等を踏まえ、調整させていただきます。

3 提出書類（郵送の場合には写しを同封して提出してください。）

(1) 申出人の本人確認ができる書類（提出する書類を選択してください。）

☐マイナンバーカード

※郵送の場合には個人番号が記載されていない表面の写しのみを提出してください。

☐ 運転免許証

※裏面に変更履歴等が記載されている場合は、両面の写しを提出してください。

☐ その他 (_____)

(2) 申出人が被害者本人でない場合は、被害者との関係及び被害者本人に代わり申出する

理由を証明する書類（証明に当たり、提出する書類を選択してください。）

ア 法定代理人

☐ 戸籍謄本

☐ 登記事項証明書

☐ その他 (_____)

イ その他の場合

☐ 戸籍謄本

☐ 被害者本人の心身の状況が分かる診断書

☐ その他 (_____)

4 加害者に関する事項

(明らかにしたくないこと、分からないことについては、記入する必要はありません。)

ふりがな _____

氏 名 _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日生)

5 被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知の利用の有無

☐通知を受けている

☐通知を受けていない（同通知希望申出書は提出済みである。）

☐通知を受けていない（今後利用したい。）

☐通知を受けていない（今後利用するかは未定又は今後も利用しない。）

6 聴取した心情等の加害者への伝達の希望

☐希望する

☐希望しない

※心情等を聴取した際にも再度、心情等の伝達の希望の有無を確認しますので、現時
点での希望をご記入ください。

7 心情等を伝達した際に加害者が述べたことについて通知を受けることの希望

（6で加害者への伝達を希望された方のみ記入してください。）

☐希望する

☐希望しない

※書面により通知します。

※希望する場合、伝達した心情等について述べたこと、被害弁償や謝罪について述べ

たこと及び被害者等に伝えることを希望して述べたことをお伝えします。

※希望しない場合は、加害者に心情等を伝達した旨及び伝達日についてのみ通知します。

(注意事項)

- 1 該当する□にレ印をつけ、下線部に記入してください。
- 2 申出の資格が確認できなかった場合は、申出を受理することができません。
- 3 事件の性質、被害者等と加害者との関係その他の被害者等に関する事情を考慮して相当でないと認められるときは、心情等を聴取できないことがあります。
- 4 加害者の改善更生を妨げるおそれがあるときその他被害に係る事件の性質、矯正処遇の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して相当でないと認められるときは、心情等の全部又は一部を伝達できないことがあります。
- 5 申出後に、本申出書に記入いただいた事項に変更があったときは、速やかに連絡してください。

用紙 日本産業規格 A 4)

別紙様式 7 (記第 3 の 2 (2) 工関係)

面接票

(施設名)

面接日時： 年 月 日 () 時 分 ～ 時 分

面接場所：

受刑者：

伝達者： 同席者：

(面接の状況等)

- ☐ 被害者等の心情等について述べたこと
- ☐ 被害弁償又は慰謝の措置
- ☐ 被害者等に対し伝えることを希望して述べたこと

記載要領

- 1 「(面接の状況等)」欄は、受刑者の発言要旨及び反応、伝達者及び同席者の発言要旨を

記載

すること。

- 2 発言要旨及び反応の記載に当たっては、発言者が明確になるよう記載すること。――

必要書類



2025年3月第1版